

#### 4. 利用料金

##### 利用料

居宅介護支援の利用料は、法定代理受領により、当事業所に対して介護保険給付が支払われる場  
利用者の自己負担はありません。

居宅介護支援又は介護予防支援の利用料は、下記の通りです。

- 基本単位 : 地域区分 6級地 10,21 円/単位
- 居宅介護支援: 要介護1~2の場合 10,261 円/月  
要介護3~5の場合 13,334 円/月
  
- 初回加算: 新規に居宅サービス計画又は介護予防サービスを作成した場合、もしくは要介護  
度状態区分の2段階以上の変更認定を受けた場合、3,063円/月を加算。
  
- 特定事業所加算(I): 5,105円/月 又は、特定事業所加算(II): 3,063円/月  
主任介護支援専門員の配置等、厚生労働大臣が定める基準に適合している場合に加算。
  
- 入院時情報連携加算(I): 入院時、病院等を訪問して、医療機関の職員に必要な情報を提供  
した場合、 2,042円/回を加算。
  
- 入院時情報連携加算(II): 入院時に、病院等を訪問する以外の方法で、医療機関の職員に必要  
な情報を提供した場合、 1,021 円/回を加算。
  
- 退院・退所加算: 入院・入所中に、退院・退所後の生活支援に必要な情報を、病院等の専門職  
と共有した場合、 3,063 円/回を加算。
  
- 認知症加算: 医師等が認知症高齢者の日常生活自立度でⅢ以上の重度と判定した場合、  
1,531円/月を加算。
  
- 独居高齢者加算: 独居と認められる場合、1,531円/月を加算。
  
- 小規模多機能型居宅介護事業所連携加算: 居宅サービスから小規模多機能型居宅介護に移行す  
る際、利用者に関する必要な情報を提供した場合、 3,063 円/月を加算。
  
- 複合型サービス事業所連携加算: 複合型サービスの利用を開始する際に、利用者に関する必要  
な情報を提供した場合、3,063円/月を加算。
  
- 緊急時等居宅カンファレンス加算: 病院又は診療所の求めにより、病院又は診療所の職員と一  
緒に利用者宅を訪問し、カンファレンスを開催、サービス等の調整を行った場合、  
2,042円/月を加算。

介護保険の適用の場合でも、保険料の滞納等により、法定代理受領ができなくなる場合が  
あります。その場合は、一旦1ヶ月当たり上記の料金を戴き、サービス提供証明書を発行い  
たします。サービス提供証明書を後日各区の窓口に出すと、差額の払い戻しを受ける  
ことができます。